

旭川市条例第52号

平成26年7月2日

改正 旭川市条例第73号

平成27年12月15日

## 旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び空地の適切な管理について所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、当該管理に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空地 前号に掲げるもののほか、現に人が使用していない土地（当該土地に存する立木等を含む。）で、市長が適切に管理する必要があると認めたものをいう。
- (3) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 管理不全空地 草木が繁茂し、又はねずみ、害虫等が繁殖することにより、周辺の生活環境に害を及ぼすおそれがある状態にあると認められる空地をいう。
- (5) 所有者等 空家等又は空地を所有し、又は管理する者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等又は空地が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように、適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、市が行う空家等及び空地の適切な管理に関する施策（以下「空家空地施策」という。）に協力しなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するために必要な空家空地施策を策定し、及び実施するとともに、空家等及び空地の適切な管理について市民等の意識の啓発を図るものとする。

2 市は、所有者等に対し、空家等及び空地の適切な管理に関する情報を提供し、又は相談に応じるなど、必要な支援を行うものとする。

(空家等対策計画)

第5条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項の規定に基づき、旭川市空家等対策計画を策定するものとする。

(空家等対策協議会)

第6条 法第7条第1項の規定に基づき、旭川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、法第7条第1項に規定する協議を行うほか、空家等に関する施策の推進に関する市長が必要と認める事項について調査審議する。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 市長を除く委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 会長は、市長をもって充てる。

7 会長は、会務を総理する。

8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(市民等による情報提供)

第7条 市民等は、空家等又は空地が生活環境に悪影響を及ぼしていると認めるときは、当該空家等又は当該空地に関する情報を速やかに市長に提供するよう努めるものとする。

(空地に係る調査)

第8条 市長は、前条の規定による情報提供を受けたときその他必要があると認めたときは、空地の所在及び当該空地の所有者等を把握するための調査その他空地に関し、この条例の施行に必要な限度において調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査に当たり、必要があると認めるときは、官公署に対し、この条例の施行に必要な限度において、文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

3 市長は、第9条及び第10条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者に空地と認められる場所に立ち入らせ、必要な事項について調査をさせることができる。

- 4 市長は、前項の規定によりその職員又はその委任した者を空地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 5 第3項の規定により空地と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(管理不全空地に係る助言、指導及び勧告)

第9条 市長は、前条第1項又は第3項の調査により、空地が管理不全空地であると認めるときは、当該管理不全空地の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、当該管理不全空地の状態が改善されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(管理不全空地に係る命令)

第10条 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に応じない場合において、特に必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- 2 法第14条第4項から第8項までの規定は、前項の規定による命令をする場合に準用する。
- 3 第1項の規定による命令については、旭川市行政手続条例（平成11年旭川市条例第2号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(公表)

第11条 市長は、法第14条第3項又は前条第1項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 命令の対象である空家等又は空地の所在地
  - (3) 命令の内容
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる

者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(管理不全空地に係る代執行)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

(緊急安全措置)

第13条 市長は、特定空家等又は管理不全空地に危険な状態が急迫し、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害を予防し、又は損害の拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を当該特定空家等又は当該管理不全空地の所有者等に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により講じた緊急安全措置に要した費用を、当該特定空家等又は当該管理不全空地の所有者等から徴収することができる。

(警察等に対する協力要請)

第14条 市長は、空家等又は空地の適切な管理のために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関（以下この条において「警察等」という。）に対し、協力を要請することができる。この場合において、市長は、警察等に対し、必要な情報を提供することができる。

(空家等又は空地に関する情報提供)

第15条 市長は、地域の安全を確保するため必要があると認めるときは、特定空家等又は管理不全空地の所在、状態等の情報を、当該特定空家等又は当該管理不全空地の存する地域の住民組織、学校その他の必要と認めるものに提供することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。